●施設の周辺地域の住民に対する説明について（ガイドラインより抜粋）

・説明は申請や届出を行う前までに完了する必要がある。

・事前説明は、原則、必要事項を記載した書面を用いて戸別訪問により実施。
・対面できた場合は必要事項を記載した書面を用いて説明。
・対面できなかった場合、当該書面をポスティングすることにより、別途戸別訪問は不要であるが、問合せには適切に対応する必要がある。

・戸別訪問を説明会開催に替えることも可能。
・説明会を行う場合、説明会の開催案内及び説明事項を記載した書面を対象となる全世帯にポスティングし、説明会を実施。
・説明会不参加の住民への別途説明会は不要であるが、問合せには適切に対応する必要がある。

【説明時に用いる書面の記載例】（ガイドラインより抜粋）

（１）許認可等を受けようとする者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
　　〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇
（２）施設の名称及び所在地
　　施設名称：〇〇民泊
　　施設所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇マンション〇階〇〇号室
（３）事業の概要
　　民泊
（４）苦情等の窓口の連絡先（責任者の氏名、電話番号等）
　　責任者氏名：〇〇　〇〇　　電話番号：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
　　Ｅメールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇（24 時間対応）
　※住民説明に関する問い合わせ先：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（担当：〇〇　〇〇）
（５）廃棄物の処理方法
（６）火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

（参　考）
国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関するガイドライン（ｐ１３～１６）
http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000341/341012/tokkujigyougaidorain201806.pdf
住宅宿泊事業に関するガイドライン（ｐ１３～１７）
http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000422/422269/h30.7gaidorain.pdf